

プロジェクト 収益認識に関する包括的な会計基準の開発

項目 用語の定義の検討

本資料の目的

1. 本資料では、我が国の収益認識基準の開発に向けて、開発する日本基準の用語の定義について審議を行うことを目的としている。

用語の定義

2. 開発する日本基準において「定義」として記載することが適切であると考えられる用語を以下において検討する。

下表では、IFRS 第 15 号の付録 A 用語の定義の日本語訳を左の列に示し、可能な限り意味が変わらない範囲で表現を見直したものを右の列に示している。

IFRS 第 15 号の日本語訳	表現を見直したもの
契約 (contract) 強制可能な権利及び義務を生じさせる複数の当事者間の合意 (agreement)	契約 法的な強制力を有する権利及び義務を生じさせる複数の当事者間による取決め
契約資産 (contract asset) 企業が顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する企業の権利 (当該権利が、時の経過以外の何か(例えば、企業の将来の履行)を条件としている場合)	(注:「【論点 17】貸借対照表項目の表示科目」の検討において定義を検討することが考えられる。)
契約負債 (contract liability) 顧客に財又はサービスを移転する企業の義務のうち、企業が顧客から対価を受け取っている(又は対価の金額の期限が到来している)もの	(注:「【論点 17】貸借対照表項目の表示科目」の検討において定義を検討することが考えられる。)
顧客 (customer) 企業の通常の活動のアウトプットである財又はサービスを対価と交換に獲得するために企業と契約した当事者	顧客 企業の通常の営業活動により生じた財又はサービスを、対価と交換して得るために企業と契約した当事者 (注:企業会計原則第二 二 A によると、

IFRS 第 15 号の日本語訳	表現を見直したもの
	営業損益計算の区分は、当該企業の営業活動から生ずる費用及び収益を記載して、営業利益を計算するとされており、「営業活動」という言葉を上記の定義において使用している。）
広義の収益 (income) 資産の流入若しくは増価又は負債の減少という形での当会計期間中の経済的便益の増加のうち持分の増加を生じるもの（持分参加者からの拠出に関連するものを除く）	（注：会計処理に直接は関係しないと考えられるため、広義の収益 (income) を定義することはしないこととしてはどうか。）
履行義務 (performance obligation) 顧客に次のいずれかを移転するという当該顧客との契約における約束 (1) 別個の財又はサービス（あるいは財又はサービスの束） (2) ほぼ同一で顧客への移転のパターンが同じである一連の別個の財又はサービス	（注：「【論点 3】 約束した財又はサービスが別個のものか否かの判断」の検討において定義を検討することが考えられる。）
収益 (revenue) 広義の収益 (income) のうち、企業の通常の活動の過程で生じるもの	（注：会計処理に直接は関係しないと考えられるため、収益 (revenue) を定義することはしないこととしてはどうか。）
独立販売価格 (stand-alone selling price) 企業が約束した財又はサービスを独立に顧客に販売するであろう価格	独立販売価格 企業が財又はサービスを単独で顧客に販売する場合の価格
取引価格 (transaction price) 約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額（第三者のために回収する金額を除く）	取引価格 財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の金額 （注：（第三者のために回収する金額を除く）については、会計基準の本文において定めることが考えられる。）

3. 以下では、会計基準の本文に記載する定義について分析する。

(1) 資産に対する支配

IFRS 第 15 号では、本文（第 33 項）において「資産に対する支配」を定めている。開発する日本基準において、同様の定めを本文に置くことが考えられる。

IFRS 第 15 号の日本語訳	表現を見直した文案
資産に対する支配とは、当該資産の使用を指図し、当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを獲得する能力を指す。支配には、他の企業が資産の使用を指図して資産から便益を得ることを妨げる能力が含まれる。（IFRS 第 15 号第 33 項） （注：IFRS 第 15 号第 31 項によると、資産は、約束した財又はサービスとされている。）	資産（財又はサービス）に対する支配とは、資産の使用を指図し、当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力（他の企業が資産の使用を指図して資産から便益を享受することを妨げる能力を含む。）である。

(2) 変動対価

IFRS 第 15 号において変動対価について明確な定義はないが、我が国においてなじみがない用語であるため、本文において定義することが考えられる。定義としては、「顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分を「変動対価」という。」とすることが考えられる。

ディスカッション・ポイント

開発する日本基準における定義に関する事務局の分析について、ご意見を頂きたい。

以 上